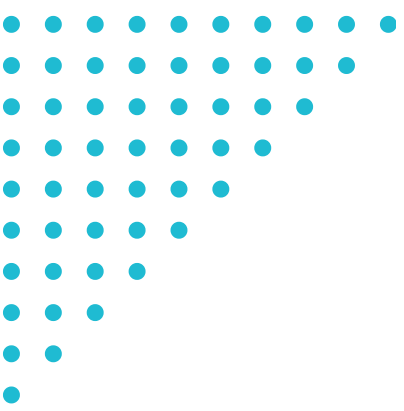




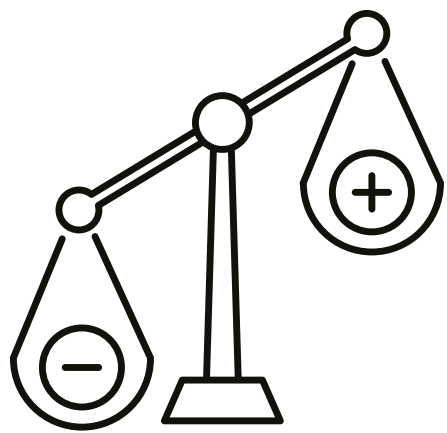
第2章 起業形態と届出

個人か法人かの選択は、税負担や信用力、社会保険の扱いに大きく影響します。特に法人化のタイミングは税率や取引先の要望を踏まえて慎重に決めましょう。

- 個人事業と法人のメリット・デメリット
- 法人化を検討する基準
- 開業届、青色申告承認申請、法人設立登記など
必要書類の手順
- インボイス制度への対応

2-1

個人事業主と法人の違いを知る



起業には「個人事業主」と「法人」の2つの形態があります。
それぞれの特徴とメリット・デメリットを把握しましょう。

個人事業主

法人(株式会社など)

メリット

- 開業手続きが簡単で費用も少ない
- 税務処理が比較的シンプル

- 社会的信用が高く、取引先との信頼関係が築きやすい
- 法人税率が一定のため、所得が多いと節税効果あり

デメリット

- 所得が高くなると税率も高くなる（累進課税）

- 設立費用や維持費、手続きが必要



Q

最初は個人事業主の方がいいの？

年間利益が1,000万円以下なら個人事業主が一般的。
ただし信用が必要な業種や、人材採用を考えるなら
早い段階での法人化が有効です。

所得税率表

平成27年分以後

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

※ 平成25年から令和19年までの各年分の確定申告においては、所得税と復興特別所得税（原則としてその年分の基準所得税額の2.1パーセント）を併せて申告・納付することとなります。

出典

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2260.htm>

法人税率

区分	所得	税率
普通法人	中小法人	年800万円以下の部分 ※1※2
		年800万円超の部分
	中小法人以外の法人	全額
一般社団法人等 ※3		年800万円以下の部分
		年800万円超の部分
公益法人等 ※4		年800万円以下の部分
		年800万円超の部分
協同組合等 ※5		年800万円以下の部分
		年800万円超の部分

補足

法人と個人のメリットデメリット比較

観点	個人	法人	補足説明
設立コスト	◎（無料）	× （約25万円）	法人は設立登記費用などが発生
設立手続きの簡単さ	◎	×	個人は開業届1枚、法人は登記等が必要
節税のしやすさ	△	◎	法人は役員報酬や退職金など選択肢が多い
税率の低さ（少額）	◎	×	所得が低ければ個人の方が有利
税率の低さ（高額）	×	◎	所得が高くなると法人の方が有利
社会保険コスト	◎（任意）	×（強制）	法人は社会保険加入義務あり
社会的信用	△	◎	法人は取引先・融資で有利
責任	×	◎	個人は無限責任　法人は有限責任
出資・助成金対応	△	◎	法人の方が対象が広がる
利益の自由度	◎	○	個人はそのまま生活費に、法人は使い道に戦略が必要
会計・経理の簡単さ	◎	×	法人は会計処理が複雑で専門家が必要な場合も
廃業のしやすさ	◎	×	法人の解散・清算には時間と費用がかかる
経営者への給料	×	◎	給与が経費、給与所得控除も受けられる
維持費が必要	◎	×	所得がゼロでも法人住民税（7万円）が発生
節税の柔軟性	○	◎	法人は戦略が多彩で、設計の自由度が高い

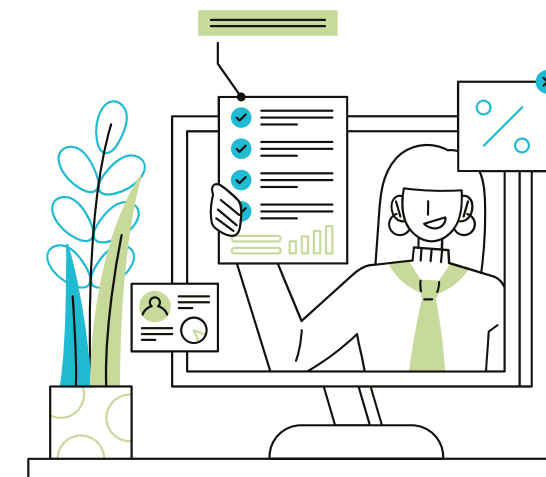
ポイント

- ・ 所得1,000万円付近税率
- ・ 給与所得控除の活用
- ・ 信用力／取引できない
- ・ 足元みられる
- ・ 源泉所得税対応
- ・ 失敗した際の責任上限

2-2

開業届の提出

個人事業主として事業を始める場合は、
「個人事業の開業・廃業等届出書」を税務署に提出します。

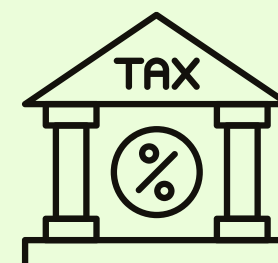


いつ？



事業開始から
1ヶ月以内が目安

どこに？



所轄の税務署

様式は？



国税庁HP または
税務署窓口で取得可能



「青色申告承認申請書」も併せて提出すると、
最大65万円の特別控除や赤字の繰越控除が受けられます。

2-3 青色申告と白色申告の違い

税務署への申請によって、青色申告と白色申告を選ぶことができます。

青色申告

- 最大65万円の特別控除
- 赤字の3年繰越が可能
- 帳簿付け(複式簿記)と 申請が必要

白色申告

- 簡易的な帳簿で申告可能
- 特別控除はなし

Q

青色申告は難しい？

会計ソフトを使えば誰でも可能。

早い段階で青色申告の準備をしておきましょう。



2-4 法人設立の流れ

法人（株式会社など）を設立するには以下の手続きが必要です。



必要費用



- 定款認証 : 約5万円
- 登録免許税 : 15万～（資本金により変動）



2-4

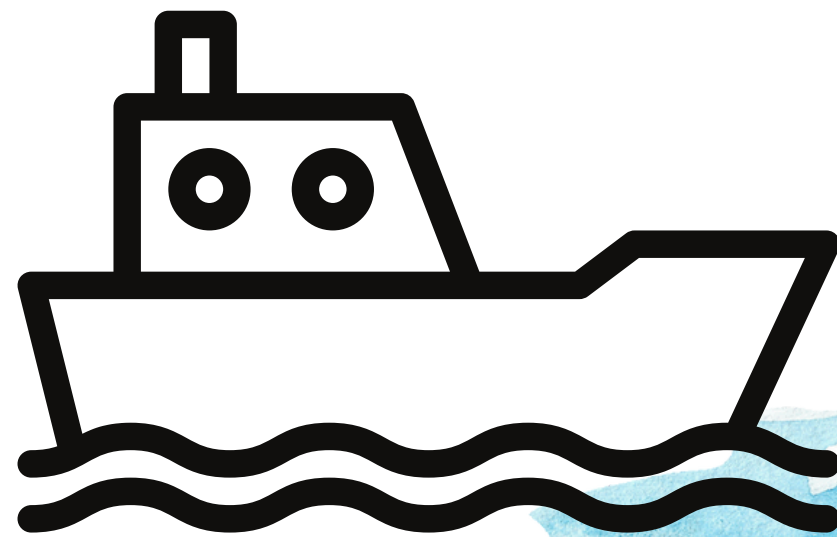
法人の場合、株式発行により資金が獲得できる



過去の実績
優秀なメンバー



成長期待値



現在価値



株式会社の歴史 1600年代



過去の実績



コショウ

コショウ10,000,000円

船など 1,000,000円



1株100円→1000²⁹円

2-6

ワークシート活用ガイド

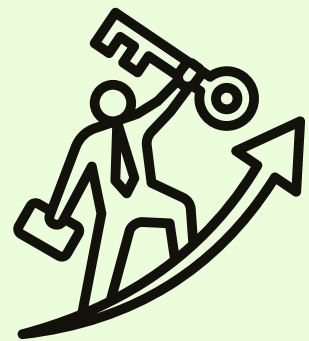
本章の内容を踏まえて、自身の形態選択や届出の準備状況を整理しましょう。



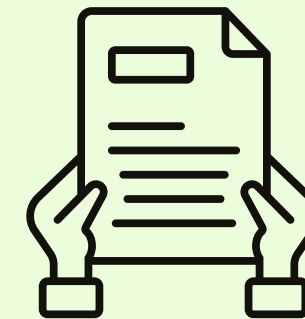
あなたの現在地とゴール
を明確にしてください。



開業届は提出済み？
提出予定日は？



個人事業主 or 法人
どちらにする？理由は？



青色申告の申請は
いつ出す？